

# 令和2年度 佐賀市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1 目的

佐賀市建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、佐賀市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅の耐震化に係る取り組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 2 位置付け

アクションプログラムは、佐賀市建築物耐震改修促進計画第3章第4節に基づき策定する。

対象区域	佐賀市内全域
対象建築物	対象区域内の住宅で、建築基準法（昭和25年法律第20号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）前に建築工事に着手したもの
計画期間	令和2年度から令和7年度までとし、目標の達成状況、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直し等を行う

## 3 取組内容・目標・実績

計 画	令和2年度の取り組み内容	令和2年度の目標
	<p>【財政的支援】</p> <p>1 住宅の耐震診断及び耐震改修に対する支援を実施</p> <p>【普及啓発等】</p> <p>1 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、約100戸の戸別訪問を実施する</li> <li>・市内全ての住宅所有者にダイレクトメールを送付（固定資産税の納税通知書に耐震支援に関するチラシを同封）</li> </ul> <p>2 耐震診断実施者に対する耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断結果報告時に、耐震改修補助の案内を行う。また、耐震改修を行っていない所有者を対象に、無料相談会を実施する。</li> </ul> <p>3 改修事業者の技術力向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県で耐震改修施工技術者育成会を実施</li> <li>・耐震改修事業者リストを作成し公表、診断結果報告時に配布</li> </ul> <p>4 一般市民への周知普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市報及びホームページに耐震支援制度の記事を掲載し周知</li> <li>・地元メディア（ケーブルテレビ・ラジオ）を活用したPR</li> <li>・出前講座の実施</li> </ul>	<p>住宅耐震診断実施：50戸 住宅耐震改修工事補助：21戸</p> <p><b>前年度(令和元年度)までの実績</b></p> <p>【平成29年度】 住宅耐震診断実施：33戸 住宅耐震改修工事補助：2戸</p> <p>【平成30年度】 住宅耐震診断実施：38戸 住宅耐震改修工事補助：8戸</p> <p>【令和元年度】 住宅耐震診断実施：38戸 住宅耐震改修工事補助：12戸</p>

自 己 評 価	前年度（令和元年度）の取組実績	前年度（令和元年度）の課題
	<p>・市内の住宅112戸に対し戸別訪問を実施</p> <p>・市内の自治会3地区で出前講座を実施</p> <p>・市内全ての住宅所有者にダイレクトメールを送付（固定資産税の納税通知書に耐震支援に関するチラシを同封）</p> <p>・イベントでのブース出展</p> <p>・市報及びホームページ等を活用した支援事業の周知</p> <p>・地元メディア（ケーブルテレビ・ラジオ）を活用したPR</p> <p>・補助を受けて耐震診断を行った所有者へ結果報告書に併せて耐震改修資料を送付</p>	<p>・今後も事業の推進に向けて、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。</p> <p><b>改善策</b></p> <p>・自治体イベントと連携した普及啓発</p> <p>・支援制度のPR強化</p>